

平成28年（2016年）鳥取県中部を震源とする地震に係る被害状況等について

※これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。

平成28年11月2日
9時00分現在
内閣府

1 地震の概要（気象庁情報）

(1) 発生日時

・平成28年10月21日 14:07

(2) 震源地（震源の深さ）及び地震の規模

・場所：鳥取県中部（北緯35.4度、東経133.9度） 深さ11km（暫定値）
・規模：マグニチュード6.6（暫定値）

(3) 各地の震度（震度5弱以上）

震度6弱 鳥取県： 倉吉市葵町*、湯梨浜町龍島*、北栄町土下*
震度5強 鳥取県： 鳥取市鹿野町鹿野小学校*、鳥取市鹿野町鹿野*、鳥取市青谷町青谷*、三朝町大瀬*、湯梨浜町久留*、北栄町由良宿*
岡山県： 鏡野町上齋原*、真庭市蒜山下福田*
震度5弱 鳥取県： 鳥取市吉方、鳥取市気高町浜村*、倉吉市岩倉長峯、倉吉市関金町大鳥居*、琴浦町赤碓中学校*、琴浦町赤碓*、琴浦町徳万*、日吉津村日吉津*
岡山県： 真庭市禾津*、真庭市蒜山下和*、真庭市蒜山上福田*
島根県： 隠岐の島町城北町*

(4) 津波

この地震による津波のおそれはなし。

(5) 地震活動の状況

・11月2日7時現在、震度1以上を観測する地震が286回発生
（震度6弱：1回、震度4：7回、震度3：26回、震度2：73回、震度1：179回）
※地震回数は速報値で、後日の調査で変更になることがあります。

2 人的・物的被害の状況（消防庁情報：11月2日9:00現在）

都道府県名	人的被害				住家被害					非住家被害	
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他
			重傷	軽傷							
人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	
大阪府				1							
兵庫県				3							
鳥取県			4	17	2	3	8,894				7
岡山県			1	2			19				1
合計			5	23	2	3	8,913				8

《重傷者の状況》

【鳥取県】

・境港市の小学校において男児が避難中に転倒し、右手親指亀裂骨折（10月21日）

- ・倉吉市において 90 歳代女性が、倒れてきた墓石で腰部及び右肩を骨折（10 月 21 日）
- ・北栄町において 70 歳代女性が、地震発生時に転倒し脊椎圧迫骨折（10 月 21 日）
- ・湯梨浜町において 80 歳代男性が、自宅の屋根から転落し前頭部等を負傷（10 月 22 日）

【岡山県】

- ・岡山市において 70 歳代女性が転倒し、大腿部骨折（10 月 21 日）

《住家被害の状況》

【鳥取県】

- ・全壊・半壊については、全て北栄町内
- ・一部破損 8,894 棟のうち、6,806 棟が倉吉市、1,291 棟が北栄町、643 棟が三朝町
- ・一部破損については、住家被害届（未調査分を含む）を元に計上〔精査中〕

3 避難の状況（消防庁情報：11 月 2 日 9 時 00 分）

(1) 避難指示・避難勧告発令状況（発令中）

○《避難勧告》

【鳥取県】

- ・倉吉市（3 世帯 11 名） 10 月 26 日 15 時 00 分 発令
※配水塔の倒壊危険のため
- ・三朝町（2 世帯 3 名） 10 月 28 日 9 時 00 分 発令
※対象地域に接する斜面に亀裂、降雨・余震による地滑りで家屋の倒壊危険

(2) 避難所の状況（集計日時：11 月 1 日 18 時 00 分）

都道府県名	市区町村名	避難所数	避難者数
鳥取県	倉吉市	9	186
	三朝町	1	4
	北栄町	2	22
合計		12	212

4 その他の状況

(1) 土砂災害（国土交通省情報：11 月 1 日 16:00 現在）

○土砂災害発生状況：22 件

- ・土石流等 2 件（鳥取県 2）
- ・がけ崩れ 20 件（鳥取県 20）

(2) ライフラインの状況

ア 電力（経済産業省情報：11 月 1 日 17:00 現在）

(ア) 停電解消（21 日 17:38）

- ・のべ停電戸数：約 77,100 戸
- ・最大停電戸数：約 76,000 戸（21 日 14:08 分）
- ・主な停電地域：鳥取県 倉吉市、東伯郡、岡山県、新見市

イ 一般ガス（経済産業省情報：11 月 1 日 17:00 現在）

(ア) 都市ガス

被害なし

(イ) LP ガス

- 中核充填所（県内 2 箇所）：異常なし
- その他充填所：異常なし

○国家備蓄基地（LPガス）については以下の通り

- ・波方（愛媛）基地（震度4）：異常なし
- ・倉敷（岡山）基地（震度4）：異常なし

ウ 水 道（厚生労働省情報：11月1日17:00現在）

（ア）断水：断水解消済み【10/24】

※被害報告のあった地域を記載

市町村名	最大断水戸数	現在の断水戸数	断水期間	被害状況
【鳥取県】 倉吉市 （くらよしし）	※1 約16,000戸	0戸	10/21～24	水道局の入る庁舎天井が崩落 緊急遮断弁作動による断水 配水池出口のバルブの開度を調整し通水済み（バルブ全開済み）
湯梨浜町 （ゆりはまちょう）	54戸	0戸	10/21～23	漏水を確認 管路破損による断水（復旧済み） 濁水が発生（復旧済み）
北栄町 （ほくえいちょう）	5戸	0戸	10/21～22	漏水を確認 管路破損による断水（復旧済み） 濁水が発生（復旧済み）
鳥取市 （とっとりし）	50戸	0戸	10/21	漏水を確認 管路破損による断水（復旧済み）
琴浦町 （ことうらちょう）	66戸	0戸	10/21	漏水を確認（復旧済み）
小計	16,175戸	0戸		
【岡山県】 真庭市 （まにわし）	12戸	0戸	10/21	水源の濁りを確認し、取水中止 （復旧済み） 管路破損による断水（復旧済み）
小計	12戸	0戸		
計	16,187戸	0戸		

※1 配水池出口のバルブ開度の調整や管路破損等による漏水により水圧低下が発生している戸数を含む。

エ 通信関係（総務省情報：11月1日17:00現在）

	事業者（サービス名）	被害状況等	最大被害数 ※1
固定 （注1）	NTT 東日本	・被害なし。	・被害なし。
	NTT 西日本	・被害なし。	・被害なし。
	NTT コミュニケーションズ	・被害なし。	・被害なし。
	KDDI	・被害なし。	・被害なし。
	ソフトバンク	・被害なし。	・被害なし。
携帯電話等 （注2）	NTT ドコモ	・被害なし。	・被害なし。
	KDDI (au)	・被害なし。	・被害なし。
	ソフトバンク	【携帯電話】 ・復旧済み。 【PHS】 ・復旧済み。	【携帯電話】 ・17局（鳥取県：15局、岡山県：2局） が停波。 ※周辺局カバーにより影響なし。 ※同社がカバーする役所周辺のエリア には支障無し。 【PHS】 ・77局（都道府県の内訳は確認中）が停波。

		※周辺局カバーにより影響なし。
UQコミュニケーションズ*	・復旧済み。	・10局(都道府県の内訳は確認中)が停波。 ※エリア影響は確認中。
ワイレスティフ ランニング*	・復旧済み。	・22局(都道府県の内訳は確認中)が停波。 ※周辺局カバーにより影響なし。

○主な原因は停電及び伝送路断

(注1) 事業者が把握可能な範囲の情報を記載

(注2) 携帯電話等事業者が設置している基地局数は各社で異なり、停波中の基地局数は、サービス影響の規模を直接表すものではない

※1 総務省への報告値の中で最大のもの(被害局数の最大値と県ごとの被害局数の最大値)を記載
オ 放送関係(総務省情報:11月1日17:00現在)

・被害なし

(3) 道 路(国土交通省情報:11月1日16:00現在)

ア 都道府県道:通行止め1区間

・鳥取県:点検完了 落石1

(4) 交通機関(国土交通省情報:11月1日16:00現在)

ア 鉄道

・運転休止線区なし

イ バス

・通常運行

ウ 空港

・欠航便なし

(5) 福祉施設、医療施設等被害状況(厚生労働省情報:11月1日17:00現在)

ア 医療施設

・鳥取県倉吉市で水の濁りにより飲料使用不可の1病院(倉吉病院)は、復旧済み。

イ 福祉施設

(ア) 高齢者施設

<鳥取県>(物的被害24件、人的被害1件)

・北栄町の介護老人保健施設で80~90代の男性3名が転倒等により怪我を負ったが、命に別状はなし。(10/21 当該施設において処置済み。)

・その他、外壁のヒビ等の軽微な被害の報告24件あり。

<島根県、岡山県>

・現時点で被害報告なし。

(イ) 障害者施設

<鳥取県>(物的被害2件、人的被害なし)

・建物外壁のヒビ等の軽微な被害の報告2件あり。

(ウ) 児童福祉施設

<鳥取県>(物的被害42件、人的被害なし。)

・建物の一部損壊などの軽微な被害の報告42件あり。

<岡山県>(物的被害1件、人的被害なし。)

・建物の一部損壊などの軽微な被害の報告1件あり。

(エ) 救護施設

<鳥取県> (物的被害 1 件、人的被害なし)

- ・湯梨浜町の救護施設で風呂場の亀裂などの軽微な被害の報告 1 件あり。

ウ 保健衛生施設

<鳥取県>

- ・鳥取県倉吉市の倉吉病院で壁の亀裂、高架貯水槽の破損あり。(高架貯水槽の破損については、バルブ開閉により給水対応。)

<島根県、岡山県>

- ・現時点で被害報告なし。

エ 人工呼吸器在宅療養患者 (難病関係)

大規模停電が発生した鳥取県において、停電のあった地域在住の対象患者 5 名全員の安全確認済み。(10 月 21 日 17 時 00 分時点)

オ 人工透析施設 (10 月 26 日 13:00 現在)

鳥取県、島根県、岡山県の透析施設は、全て自施設で透析可。

カ 医薬品・医療機器等の安定供給

現時点では医薬品・医療機器等の安定供給等に係る被害の報告はなし。

(6) 文教施設関係 (文部科学省情報：11 月 1 日 18:00 現在)

ア 人的被害 (児童生徒等)

都道府県名	国立学校施設(人)				公立学校施設(人)				私立学校施設(人)				社会教育・体育、文化施設等(人)				文化財等(人)				独立行政法人等(人)				計							
	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明				
鳥取県					3	1																							3	1		
岡山県					1																								1			
計					4	1																							4	1		
2 県					小 中	3 1	1 1																									

イ 物的被害

都道府県名	国立学校施設(校)	公立学校施設(校)	私立学校施設(校)	社会教育・体育、文化施設等(施設)	文化財等(件)	独立行政法人等(施設)	計
兵庫県					1		1
鳥取県	2	65	16	26	28		137
島根県					2		2
岡山県	1	10		3	3		17
広島県	1				1		2
計	4	75	16	29	35		159
5 県	大学 3 高専 1	小 37 中 20 高 9 特別 5 その他 4	幼 1 中 1 高 4 大学 1 短大 1 専各 8	社教 14 青少年 1 社体 10 文化 4	重文(建) 8 登録(建) 8 重文(美) 5 史跡 8 名勝 3 天然 1 伝建 1 その他 1		

- ・主な被害状況：校舎等の天井・ガラス等の破損、壁等のひび割れ 等

(7) 金融機関 (金融庁情報：10 月 24 日 9:00 現在)

- ・建物被害のあった一部金融機関も含めて、臨時休業が必要な店舗はなし。停電により停止していた ATM についても、全て復旧済み。

(8) 原子力施設関係 (原子力規制庁情報：11 月 1 日 17:00 現在)

中国電力	○ 1・2 号機定検停止中	松江市：震度 4
------	---------------	----------

島根原子力発電所	○プラントの状態に異常なし。 ○排気筒モニタ、モニタリングポストに異常なし。	(10月21日)
JAEA・人形峠(加工)サイクル施設	○プラントの状態に異常なし。 ○排気筒モニタ、モニタリングポストに異常なし。	岡山県鏡野町： 震度5強(10月21日) 鳥取県三朝町： 震度5強(10月21日)

(9) 郵政関係 (総務省情報：11月1日17:00現在)

現時点では被害なし

(10) 災害廃棄物等関係 (環境省情報：11月1日17:30現在)

ア 災害廃棄物等関係

・廃棄物処理施設の稼働に影響ある被害情報なし

(11) 農林水産関係 (農林水産省情報：11月1日12:00現在)

区分	主な被害	被害数	被害額 (億円)	被害都道府県 (現在2県より報告あり)
農作物等	農作物等	9ha	0.6	鳥取
	共同利用施設	22件	5.0	鳥取
小計			5.6	
用施設・農業関係	農地の損壊	26箇所	0.1	鳥取
	農業用施設等の損壊	117箇所	1.1	鳥取、岡山
小計			1.2	
林野関係	林地荒廃	6箇所	1.1	鳥取
	治山施設	1箇所	0.3	鳥取
	林道施設等	14箇所	0.2	鳥取
小計			1.6	
関係水産	共同利用施設	1件	0.0	鳥取
小計			0.0	
合計			8.4	

注：現時点で県等から報告があったものを記載しており、引き続き調査中。

(12) 経済産業関係 (経済産業省情報：11月1日17:00現在)

10月31日、簡易ガス事業者である(株)JA中央サービスから、災害救助法適用地域において被災した需要家が応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費は全額事業者の負担とする特別措置に関する認可申請を受け、同日、認可。

ア. 石油

・製油所

中国・四国地域に立地する、四国(愛媛)、水島(岡山)、麻里布(山口)、西部山口(山口)は、すべて異常なし。現在通常稼働中。

- ・油槽所
鳥取県に立地する境港油槽所も、確認終了。異常なし。
- ・備蓄基地
菊間（四国）異常なし。
- ・SS
鳥取県内 SS 全数 237（大きな被害があった旨の情報はなし。）
鳥取県内中核 SS 全数 16（全ての中核 SS の稼働を確認済み。）
震度 5 弱を観測した鳥根県隠岐の島町内の SS（全数 15SS）においても現状被害報告なし。

イ. コンビナート：被害なし ※鳥取県・島根県にコンビナートはなし

ウ. 鉱山・火薬類：被害無し

エ. 小売

- ・コンビニエンスストア
セブンイレブン全店営業中（県内店舗数：12 店）
ローソン全店営業中（県内店舗数：115 店）
ファミリーマート全店営業中（県内店舗数：70 店）
- ・スーパーマーケット
イオン：全店営業中（県内店舗数 5 店）
サンマート：被害情報なし
東宝ストア：被害情報なし
その他、現時点で被害情報無し
- ・ドラッグストア：現時点で被害情報無し
- ・百貨店：現時点で被害情報無し

オ. 製造業

- 神鋼機器工業株式会社
・操業を停止していたが、26 日（水）より操業再開。
- 株式会社ジャパンディスプレイ 鳥取工場
・操業を停止していたが、23 日（日）より操業再開。

5 政府の主な対応

(1) 官邸の対応

- ・10 月 21 日 14:10 官邸対策室設置
- ・10 月 21 日 14:32 緊急参集チーム協議

(2) 総理指示

- ・以下のとおり総理指示が発せられた。（10 月 21 日 14:10）

- 1 早急に被害状況を把握すること
- 2 地方自治体とも緊密に連携し、政府一体となって、被災者の救命・救助等の災害応急対策に全力で取り組むこと
- 3 国民に対し、避難や被害等に関する情報提供を適時的確に行うこと

(3) 関係省庁災害対策会議等の実施

- ・10 月 21 日 18:00 関係省庁災害対策会議（第 1 回）

- ・ 10月22日 14:00 関係省庁災害対策会議（第2回）
- ・ 10月26日 16:00 関係省庁災害対策会議（第3回）

(4) 政府調査団の派遣

- ・ 10月29日 松本内閣府副大臣を団長とする政府調査団を鳥取県へ派遣

(5) 災害救助法の適用

- ・ 平成28年鳥取県中部地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、鳥取県は県内4市町に災害救助法の適用を決定

【鳥取県】（適用日：10月21日）

くらよしし どうはく みささちよう どうはく ゆりはまちよう どうはく ほくえいちよう
倉吉市、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町

6 各省庁等の対応等

(1) 内閣府の対応等

- ・ 10月21日 14:10 災害対策室設置
- ・ 10月21日付で、鳥取県に対し「避難所の生活環境の整備等について（留意事項）」の通知を发出
- ・ 10月21日付で、被災県（鳥取県、島根県及び岡山県）に対し「鳥取県中部を震源とする地震における被災者支援の適切な実施について」の通知を发出
- ・ 被害認定調査、災害救助法等に関する自治体職員への説明会を実施（鳥取県：10月25日（被害認定調査）・26日（災害救助法等））

(2) 警察庁の対応等

ア 警察庁

- ・ 10月21日 14:10 警備局長を長とする災害警備本部を設置
- ・ 10月21日 中国、四国及び九州管区内の広域緊急援助隊（警備部隊）に待機を指示
- ・ 10月21日～ 官邸等にヘリテレ映像等を配信
- ・ 10月21日 15:10 岡山県警察及び島根県警察の広域緊急援助隊（警備部隊）に出動を指示
- ・ 10月21日 17:00 四国及び九州管区内の広域緊急援助隊待機を解除
- ・ 10月22日 12:00 広域緊急援助隊（警備部隊）の任務を解除

イ 鳥取県警察

(ア) 体制

警備部長以下50人体制

(イ) 措置

- ・ 10月21日 14:20 本部長を長とする非常災害警備本部を設置
本部長を長とする特別災害警備本部に移行（26日）
- ・ 10月22日～24日 女性警察官特別機動隊（愛称「おしどり隊」）を編成し、避難所の巡回、相談受理、防犯指導等を実施
- ・ 10月26日 鳥取県警察の警察用航空機（ヘリ）1機が上空からの情報収集活動を実施（26日～）

ウ 警察災害派遣隊

(ア) 体制

延べ1管区1府5県、226人

(イ) 本日の活動部隊

10月26日をもって、警察災害派遣隊の活動は終了

(ウ) 措置

○広域緊急援助隊（警備部隊）

- ・岡山及び鳥根県警察部隊が鳥取県倉吉市に出動（21日）
- ・避難所等での警戒警備を実施（22日）

○広域緊急援助隊（交通部隊）

- ・兵庫県警察部隊が鳥取県倉吉市に出動（21日）

○広域警察航空隊

- ・10/26までの延べ派遣機体数 14機（大阪、兵庫、岡山、広島、福岡）

○機動警察通信隊

- ・中国管区、岡山及び鳥根県情報通信部が出動。ヘリテレ、モバイル等により被災現場の映像伝送を実施（21日～23日）

○特別自動車警ら部隊

- ・兵庫県警察部隊が鳥取県倉吉市に出動（21日）

(3) 消 防 庁の対応等

- ・震度5弱以上を観測した鳥取県、岡山県、鳥根県に対し適切な対応及び被害報告について要請するとともに、震度5弱以上を観測した各消防本部に対し直接、被害情報の問い合わせをした。

10月21日 14:07 消防庁災害対策本部設置（第3次応急体制）

14:11 震度5弱以上を観測した鳥取県、岡山県、鳥根県に対し適切な対応及び被害報告について要請

→ 震度5弱以上の都道府県及び市町村で連絡不通なし

→ 震度6弱を観測した鳥取中部ふるさと広域連合消防局では119番入電多数

15:30 鳥取県庁に消防庁職員を3名派遣

【地元消防機関の活動】

- ・被災地では消防機関（消防吏員・消防団員）の人員が救助、救急等の活動を実施

【県内消防応援】

鳥取県：

《県下相互応援協定》

- ・鳥取県内の2消防本部が鳥取中部ふるさと広域連合消防局管内で消防活動支援を実施（10月21日）

《県境相互応援協定》

- ・岡山県の2消防本部が鳥取中部ふるさと広域連合消防局管内で消防活動支援を実施（10月21日）

【広域航空消防応援等】

鳥取県：

《広域航空消防応援》

- ・2機（兵庫県防災ヘリ、岡山県防災ヘリ）が上空からの情報収集を実施（10月21日）

10月21日 14時35分 鳥取県知事の要請に基づき、消防庁長官から兵庫県知事及び岡山県知事に対し、広域航空消防応援によるへ

リコプターの出動を要請（任務：情報収集）

《相互応援》

- ・ 2機（鳥根県防災ヘリ、徳島県防災ヘリ）が上空からの情報収集を実施（10月21日）
- 10月21日 14時40分 鳥取県との相互応援協定に基づき、鳥根県防災ヘリコプター出動
- 15時51分 鳥取県との相互応援協定に基づき、徳島県防災ヘリコプター出動

(4) 海上保安庁の対応等

ア 地震発生時の初動措置（10月21日）

- ・ 14:07頃 地震発生。巡視船艇・航空機に発動指示、鳥取港への入港自粛勧告実施
- ・ 14:10 海上保安庁対策本部設置、第八管区地震災害対策本部設置
- ・ 14:14 NAVTEX航行警報発出
- ・ 14:15 日本航行警報発出
- ・ 14:18 AIS（船舶自動識別装置）による情報発出
- ・ 14:20 海の安全情報（沿岸域情報提供システム）発出
- ・ 16:45 鳥取港への入港自粛勧告解除

イ 対応勢力

- ・ 巡視船艇・航空機の即応体制を維持

【のべ対応勢力】

巡視船艇：10隻

航空機：4機（固定翼1機、回転翼3機）

ウ 対応状況

- ・ 沿岸調査実施するも被害情報なし
- ・ 航行警報等発出済み
- ・ 鳥取県、鳥取市、倉吉市、湯梨浜町にリエゾン派遣

(5) 防衛省の対応等

ア 被害情報

○鳥取県中部を震源とする震度6弱の地震に係る災害派遣要請

- (1) 要請日時 平成28年10月21日（金）19時22分
- (2) 要請元 鳥取県知事
- (3) 要請先 陸上自衛隊第8普通科連隊長（米子）
- (4) 要請の概要 給水支援、公共施設等周辺整備
- (5) 発生場所 鳥取県倉吉市、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町及び東伯郡三朝町
- (6) 撤収要請日時 平成28年10月28日（金）17時00分
- (7) 派遣部隊 陸自 第8普通科連隊（米子）、第13特科隊（日本原）、第13戦車中隊（日本原）、第13偵察隊（出雲）、第13後方支援隊（海田市）、第13旅団司令部（海田市）、第13飛行隊（防府）、中部方面航空隊（八尾）、自衛隊鳥取地方協力本部、自衛隊岡山地方協力本部、自衛隊鳥根地方協力本部
海自 第23航空隊（舞鶴）、第24航空隊（小松島）、第81航空隊（岩国）

空自 第8航空団（築城）、小松救難隊（小松）、第3輸送航空隊（美保）

- (8) 派遣規模
- 人員 延べ約620名
 - 車両 延べ約140両（水トレーラー延べ19両及び5t水タンク車延べ2両含む）
 - 航空機 延べ13機
 - その他 LO人員延べ66名、LO車両33両

(9) 活動実績

- これまでに、LOを鳥取県庁、鳥取県八頭町役場、鳥取県中部総合事務所、鳥取県西部総合事務所、鳥取市役所、鳥取県北栄町役場、島根県庁、岡山県庁等へ派遣
- これまでに、倉吉市、北栄町及び湯梨浜町において給水支援活動を、倉吉市、三朝町、北栄町及び湯梨浜町において公共施設等周辺整備活動を実施。
 - ・給水支援：延べ約26.1t（延べ14箇所）
 - ・公共施設等周辺整備：延べ56箇所

(6) 金融庁の対応等

- ・10月21日、発災直後に金融庁災害情報連絡室を設置。
- ・同日、金融庁災害対策室を設置。
- ・鳥取県内の関係金融機関等に対し、中国財務局鳥取財務事務所長及び日本銀行松江支店長の連名により、「平成28年鳥取県中部地震にかかる災害に対する金融上の措置について」を発出し、預金の払戻時の柔軟な取扱い等、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請。

(7) 総務省の対応等

- ・10月21日（金）14時7分、総務省災害対策本部（本部長：大臣官房長）を設置。
- ・10月21日（金）14時10分、中国総合通信局において非常災害対策本部を設置。
- ・10月24日（月）、災害救助法の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施（10/21から適用）。10月25日（火）適用地域を追加。

【鳥取県】：倉吉市、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町

○総務省災害対策用移動通信機器の貸与状況

貸出先	機種	台数	貸出日	備考
鳥取県北栄町	衛星携帯電話	6台	10月23日	

○自治体庁舎の状況

- ・倉吉市役所において、窓ガラス等破損のため一時庁舎への立ち入りが禁止されていたが、10月21日（金）の夕刻から立ち入りを再開。10月24日（月）から、本庁舎において通常業務を再開。

※ 鳥取県庁地域振興課に10/24（月）に確認

○総務省関係団体・事業者等の対応状況等

避難所支援状況

<NTT 西日本>

- ・災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）を提供中
- ・特設公衆電話設置状況

自治体名	設置場所	設置台数
倉吉市	上灘小学校	3
	成徳小学校	3
	杜小学校	3
	小鴨小学校	3
三朝町	総合文化ホール	1

<NTT ドコモ>

- ・災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスを提供中
- ・マルチチャージャ：21→19 箇所 23→21 台
- ・WiFi ルータ：20→18 箇所 22→20 台（00000JAPAN で運用）

自治体名	設置場所	マルチチャージャ	WiFi ルータ
倉吉市	上北条公民館	2	2
	上井公民館	1	1
	河北小学校	1	1
	西郷公民館	1	1
	上灘小学校	1	1
	成徳小学校	1	1
	明倫小学校	1	1
	灘手小学校	1	1
	杜小学校	1	1
	北谷公民館	1	1
	高城公民館	1	1
	小鴨小学校	2	1
	上小鴨公民館	1	1
	県立倉吉養護学校	1	1
	高齢者福祉センター（関金社協）	1	2
	子育て支援センター（おひさま）	1	1
湯梨浜町	ハワイアロハホール	1→0	1→0
	社会福祉協議会東郷支部東湖園	1→0	1→0
北栄町	北条ふれあい会館	1	1
	北栄人権文化センター（ほくほくプラザ）	1	0
三朝町	総合文化ホール	1	1

<KDDI>

- ・災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスを提供中
- ・Wi-Fi、及び充電BOX設置（Wi-Fi：9→8か所、充電BOX：5→4か所）
※Wi-Fiについては「00000JAPAN」対応。

Wi-Fi 充電BOX

=倉吉市=

小鴨小学校	1	1
上灘小学校	1	1
明倫小学校	1	
成徳小学校	1	1
杜小学校	1	
上灘公民館	1	

=東伯郡湯梨浜町=

ハワイアロハホール	1→0	1→0
＝東伯郡三朝町＝		
三朝町総合文化ホール	1	1
三朝町社会福祉協議会	1	

<ソフトバンク>

- ・災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスを提供中
- ・鳥取県内の以下 2→1 カ所で、無線 LAN サービスおよび携帯電話充電サービスを提供中。

三朝町総合文化ホール

- 無線 LAN サービス 1 台 (00000JAPAN)
- 携帯電話充電サービス

湯梨浜町ハワイアロハホール

- 無線 LAN サービス 1→0 台 (00000JAPAN)
- 携帯電話充電サービス→なし

○通信料金の減免

<NTT 西日本>

- ・災害救助法適用地域内に居住する固定電話等利用者を対象に、避難により利用できなかった場合には、4ヶ月を限度に料金の減免を実施。

<NTT ドコモ>

- ・災害救助法適用地域内に居住する「ドコモ光」利用者を対象に、避難により利用できなかった場合には、2016年10月21日から11月30日までの期間の基本料金等の無料化を実施。

<KDDI、ソフトバンク、エネルギー・コミュニケーションズ>

- ・災害救助法適用地域内に居住する固定電話等利用者を対象に、避難により利用できない期間の料金の減免を実施。

※KDDI は、2016年11月30日までの申告が対象。

エネルギー・コミュニケーションズは、2017年1月31日までの申告が対象。

○被災者支援関係

<日本郵政グループ>

- ・10月24日（月）から11月24日（木）まで、災害救助法が適用された地域を対象に、通帳・証書等や印章をなくした被災者の貯金等の非常取扱い、また、保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱いを実施。
- ・ゆうちょ銀行及び郵便局の貯金窓口において、災害に対する義援金の無料送金サービスを実施。（加入者名別の取扱い期間は以下の表を参照）

（災害義援金を内容とする現金書留郵便物の送付先及び取扱期間）

日本赤十字社	2016年10月26日（水）から 2016年11月25日（金）まで
鳥取県共同募金会	2016年11月1日（火）から 2016年11月25日（金）まで

（通常払込みによる災害義援金の送金先及び取扱期間）

日赤平成28年鳥取県中部地震災害義援金	2016年10月26日（水）から 2016年11月25日（金）まで
鳥取県共同募金会鳥取県中部地震災害義援金	2016年10月26日（水）から 2016年11月25日（金）まで

<情報通信研究機構 (NICT)>

ディサーナ
ODISAANA - 対災害 SNS 情報分析システム

- ・平常どおり情報提供中。人工知能を用いて分析した鳥取県中部の被害情報を提供中。

ディサーナ
OD-SUMM - 災害状況要約システム

- ・今月 18 日から試験公開中。人工知能を用いて被災状況等を要約した鳥取県中部の被害情報を提供中。

(8) 財務省の対応等

- ・災害救助法の適用決定を踏まえ、被災中小企業への対応として、親身な窓口対応、資金の円滑な融資等を、日本政策金融公庫等に要請(10/24 厚労省、中小企業庁と連名)
- ・本災害について、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫の危機対応融資の対象に追加(10/24 農水省、中小企業庁と連名)
- ・鳥取財務事務所から鳥取県に対して、県内に所在する使用可能な国家公務員合同宿舎、未利用国有地のリストを提供(10/25)
- ・鳥取県からの要望を受け、省庁別宿舎リストを情報提供(10/26)

(9) 法務省の対応等

- ・10月21日(金)14時7分、災害情報連絡室設置を設置。

(10) 文部科学省の対応等

<文部科学省>

- ・文部科学省災害情報連絡室(室長:施設企画課長)を設置(10月21日14時09分)
- ・鳥取県、岡山県、島根県教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と文教施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請(10月21日14時20分)
- ・鳥取県中部を震源とする地震に係る関係省庁災害対策会議に文教施設企画部施設企画課防災推進室担当官が出席(10月21日、22日、26日)
- ・地震調査研究推進本部地震調査委員会臨時会を開催し、平成28年10月21日に発生した鳥取県中部を震源とする地震について評価を実施・公表(10月22日)
- ・被災した公立学校施設の早期復旧を図るため事前着工の着手等について、関係教育委員会宛に事務連絡を発出(10月25日)
- ・文化財の被害情報の収集や技術的指導・助言を行うため、文化庁文化財調査官を鳥取県に派遣(10月26日、30日、31日)
- ・政府調査団に文部科学省職員3名を派遣(鳥取県:10月29日)

<国立研究開発法人 防災科学技術研究所>

- ・ウェブサイトにはポータルサイト(クライシスレスポンスサイト)を開設(10月21日)
- ・リアルタイム地震被害推定システム(暫定版)により建物全壊棟数分布の推定を実施(10月21日)
- ・地震調査研究推進本部地震調査委員会に強震観測網の解析結果等の資料提供(10月22日)

(11) 農林水産省の対応等

- ・中国四国農政局が災害対策本部を設置し、第1回、第2回会合を開催。(10月21日)
- ・近畿中国森林管理局が災害対策本部を設置し、第1回、第2回会合を開催。(10月21日)
- ・地震のあった府県に対し、漁港施設等における防災上の適切な措置及び工事中の安全対

- 策等の注意喚起、査定前着工制度の周知について水産庁から通知を発出。(10月21日)
- ・鳥取県を中心とした地震による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払等について、経営局から通知を発出。(10月21日)
- ・鳥取県を中心とした地震による農地・農業水利施設等への被害に係る技術指導の徹底について、生産局、農村振興局及び政策統括官から通知を発出。(10月21日)
- ・災害救助法が適用された鳥取県の対象地域の被災者に対し、通帳、印鑑等を紛失した場合でも貯金者であることを確認して払い戻しに応じる等の適切な措置を講じるよう、農協等に対し通知を発出。(10月21日)
- ・近畿中国森林管理局が鳥取県庁と連携してヘリコプターにより被害状況調査を実施。(10月22日)
- ・中国四国農政局の農業土木技術職員、地質官が農業用ダム、ため池の被害状況調査を実施。(10月22日、23日)
- ・中国四国農政局が災害対策本部第3回会合を開催。(10月24日)
- ・近畿中国森林管理局が第3回災害対策本部会合を開催。(10月24日)
- ・平成28年鳥取県中部地震により災害救助法が適用された地域の被災者に対し、金融上の措置について水産庁より通知を発出。(10月24日)
- ・農研機構の専門家(10月24日から27日)及び中国四国農政局農業用ダム安全評価委員会委員(10月25日から26日)が農業用ダムの現地調査を実施。
- ・「災害復旧事業における査定前着工の積極的な活用について」の通知を農村振興局より発出。(10月26日)
- ・生産局の果樹担当を鳥取県に派遣し、選果施設や梨の落果の被害状況調査を実施。(10月27日)
- ・中国四国農政局が災害対策本部第4回会合を開催。(10月31日)

(12) 厚生労働省の対応等

- ・10月21日 14時30分 厚生労働省災害情報連絡室設置
- ・10月29日 被災地へ厚生労働省職員を派遣し、現地の被害状況やニーズの把握を実施。

○DMAT等の活動状況

- ・鳥取県においてDMAT1チームが湯梨浜町、日赤救護班1チームが倉吉市の避難所で活動中。(10/22)
- ・DMATの活動は終了し、鳥取県の医療救護班3チームが倉吉市、湯梨浜町及び北栄町の避難所で活動中。(10/23)
- ・鳥取県の医療救護班の活動は終了し、通常の医療提供体制へ移行。(10/24)

○保健師の活動

- ・避難所での体調不良者等の確認・エコノミークラス症候群の防止普及、在宅の要支援者(高齢者・妊産婦・新生児等)の訪問等のため、県の保健師による支援チームに加え、鳥取県内市町村、広島県、岡山県、徳島県からの保健師チームが24日から活動開始し、25日から鳥根県が活動開始。27日から山口県が活動開始。
- ・さらに要請があれば追加で保健師チームを派遣できる体制を構築済み。
- ・10月22日「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」と「避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症／肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症

候群)の予防について」(事務連絡)を送付し、避難所で生活される方々の健康管理にあたり、支援する関係者が留意する事項とエコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防方法についてについて情報提供。

○災害ボランティアの活動状況

- ・各地の社会福祉協議会を中心に、災害ボランティアセンターを開設し、被災家屋の片付け等を実施。

<鳥取県>

- ・倉吉市 [10月22日開設] (1,285名)
- ・湯梨浜町[10月22日開設] (185名)
- ・北栄町 [10月22日開設] (340名)
- ・三朝町 [10月25日開設] (53名)

※ ()内は10月31日までの活動延べ人数。但し速報値であり変動の可能性あり。

○雇用保険関係

- ・10月21日の鳥取県内4市町村の災害救助法の適用を受け、災害の影響を受けて事業所が休業する場合に一時的な離職を余儀なくされた方に対して雇用保険失業等給付(基本手当)を支給できる特別措置を実施。
- ・災害により受給資格者が所定の認定日に安定所に来所できない場合、認定日変更の取扱いを行うとともに、受給資格者からの事後の認定日変更の申し出を認めるなどの認定日変更の取扱いの弾力的運用を実施。

○通知等の発出状況

(7) 医療保険関係

- ・10月21日付 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料(税)・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知

※ 平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

- ・10月21日付 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、受診が可能である旨を都道府県等に連絡

(4) 被災した要介護高齢者等への対応について

- ・10月21日付で、鳥取県(管内市町村も含む。)に対して、今般の地震により被災した要介護高齢者等について、特別な対応(被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められていることなど)について周知し、特段の配慮を要請。また、鳥取県宛発出文書について、各都道府県に対して、周知。

(7) 被災した要援護障害者等への対応について

- ・10月24日付で、都道府県に対して、今般の地震により被災した要援護障害者等について、市町村より特段の配慮(被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができるなど)をお願いする旨を周知。

(13) 経済産業省の対応等

- ・経済産業省 災害連絡室設置 (14:10)
- ・経済産業省 非常災害対策本部設置 (15:30頃 第1回開催)
- ・中国経済産業局 非常災害対策本部設置 (21日 14:30)
- ・中国経済産業局 現地調査のため、地域経済部長以下職員3名を倉吉市、米子市、北栄

町、湯梨浜町に派遣（22日）

- ・中国経済産業局 現地調査のため、職員4名を倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町に派遣（25日～27日）

○中小企業等対策

災害救助法が適用された鳥取県（4市町）の被災中小企業への支援のため、以下の対策を決定（10月24日）。

- ・被災中小企業向けの「特別相談窓口」の設置
 - －鳥取県（公的金融機関、中小企業団体、中小機構、中国経済産業局）計17ヶ所に特別相談窓口を設置。
- ・災害復旧貸付の実施
 - －日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が、運転資金・設備資金について別枠の限度額での融資を実施。
限度額：1億5000万円（国民生活事業は3000万円）
貸付期間：設備資金15年以内、運転資金10年以内（ともに据置期間2年以内）
- ・セーフティネット保証4号の実施
 - －信用保証協会が、通常の保証とは別枠の限度額（普通保証2億円、無担保保証8000万円）での保証（融資額の100%を保証）を実施。
※近日中に官報告示により適用地域を指定。
24日から、信用保証協会において事前相談を開始。
- ・既往債務の返済条件緩和等の対応要請
 - －日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更等について、柔軟に対応するよう要請。
- ・小規模企業共済災害時貸付の適用
 - －小規模企業共済契約者に対し、中小機構が低利で融資を行う災害時貸付を適用。

○電力関係

- ・10月25日、中国電力から、災害救助法適用市町村及び隣接地域における規制の小売料金及び託送料金についての特別措置（料金の支払期日の延長、電気料金の免除等）に関する認可申請を受け、同日、認可。

(14) 国土交通省の対応等

- ・10月21日15:30に大臣出席のもと、第1回鳥取県中部を震源とする地震に関する災害対策本部会議を実施
- ・災害対策本部会議において大臣から今後の対応について指示
- ・国土交通省として引き続き被害情報の収集・把握に努める
- ・中国地整、中国運輸局は1県4市町ヘリエゾンを派遣し、被害情報の収集、災害対策用機械の派遣調整等を実施
- ・中国地整は、防災ヘリ「愛らんど号」による被害状況調査を実施（10/21～22）
- ・中国地整のTEC-FORCEが、河川、道路、砂防、港湾の被災状況調査を実施し、早期の災害査定や災害復旧事業に着手できるよう支援（10/21～27）。調査結果については、全ての自治体に報告済み。
- ・中国地整のTEC-FORCEが、北栄町内の被災建築物の応急危険度判定を実施（10/24～26）
湯梨浜町、北栄町、三朝町の公共被災建築物の被災状況調査を実施（10/22～25）

- ・中国地整は、倉吉市庁舎の損傷箇所監視のため照明車1台を派遣(10/21~22)
- ・中国地整は、被災自治体等に土のう袋12,000枚、ロープ7,300m、ブルーシート3,443枚を提供(10/21~22)。セイフティコーン100個等を提供(10/25)
- リエゾン(情報連絡員)派遣【1県へ3人派遣(10/31)】
- TEC-FORCE等の派遣【のべ160人・日派遣(10/21~10/28)】
 - ・TEC-FORCE のべ158人・日派遣(10/21~10/28)
 - ・道路災害等の専門家等 のべ2人・日派遣(10/23)
- 災害対策用機械等出動状況

整備局名	出動先	出動理由	機械名	台数	状況	期間
中国	鳥取県倉吉市 (倉吉河川国道事務所)	現地調査支援	待機支援車	1	稼働後撤収済	10/21~28

(15) 環境省の対応等

- ・10月21日 「災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用」について被災自治体に事務連絡を发出
「災害廃棄物の処理に係る仮置場の確保と災害廃棄物の分別の徹底」について被災自治体に事務連絡を发出
- ・10月22日~23日 近畿地方環境事務所職員2名及び災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)の専門家1名を現地(倉吉市等)に派遣し、仮置場の設置・管理など、災害廃棄物に関する技術的助言・支援を実施
- ・10月24日 「災害廃棄物等に起因する害虫及び悪臭への対策」について被災自治体に事務連絡を发出
- ・10月26日 地方環境事務所職員2名が琴浦町、倉吉市、三朝町、北栄町、湯梨浜町を訪問し、災害廃棄物の処理等に係る補助制度の説明、廃棄物処理施設の被害状況の確認、仮置場の設置・管理に関する技術的助言を実施。
- ・10月29日 政府調査団に担当官を派遣し、鳥取県倉吉市等の被害状況を調査

(16) 気象庁の対応等

- ・10月21日 14:07 気象庁本庁非常体制
- ・10月21日 15:40 記者会見
- ・10月21日 18:00 揺れの大きかった地域について土砂災害警戒情報、大雨警報・注意報発表基準の暫定的な運用を開始
- ・10月22日 鳥取県内で震度6弱~5強が観測された地域を中心に、震度観測点の観測環境点検等のため、鳥取地方气象台、広島地方气象台及び松江地方气象台からなる気象庁機動調査班(JMA-MOT)を派遣
- ・10月22日 気象庁ホームページに「鳥取県中部の地震の関連情報」のポータルサイトを設置
- ・10月22日 揺れの大きかった市町村を対象に気象支援資料の提供を開始
- ・10月22日 10:00 報道発表
- ・10月28日 10:00 記者会見

(17) 国土地理院の対応等

- ・電子基準点が捉えた地殻変動についてホームページで公開(10/21)。

- ・電子基準点で観測された地殻変動から推定された震源断層モデルをホームページで公開（10/22）。
- ・くにかぜⅢにより、倉吉市周辺の空中写真撮影を実施（10/22）。
- ・国土地理院ランドバード（GSI-LB）により、倉吉市・三朝町でUAV（ドローン）による被災状況調査を実施（10/22）。
- ・UAV（ドローン）による落石箇所（倉吉市）道路亀裂箇所（三朝町）の動画をホームページで公開（10/22）。
- ・干渉SARの解析結果をホームページで公開（10/23・10/25・10/26）。
- ・空中写真等をホームページで公開（10/23・10/25）。
- ・電子基準点「羽合（はわい）（鳥取県湯梨浜町）」の測量成果の公表を停止（10/25）。
- ・干渉SAR3次元解析結果をホームページで公開（10/27）。

(18) 原子力規制委員会の対応等

- ・10月21日 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部設置（14：07）。
原子力規制委員会緊急時情報ホームページに、原子力関連施設に異常がない旨の緊急情報メールを掲載（15：37）
原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部解除（16：12）

7 地方公共団体の災害対策本部等の設置状況

- 【鳥取県】 10月21日14時07分 災害対策本部設置
- 【岡山県】 10月21日14時12分 災害対策本部設置
→10月24日17時00分 廃止